

**令和6年度「ふじさわ省エネチャレンジ」業務
業務委託公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度「ふじさわ省エネチャレンジ」業務

(2) 目的

本業務は、2050年カーボンニュートラル達成に向け、市民や事業者が節電を意識的に取り組むことで、「脱炭素の自分事化」につなげる「省エネチャレンジ」の取組について公募し、広く企画提案を求めるものです。

(3) 委託期間

契約開始日から2025年（令和7年）3月31日まで

(4) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

藤沢市長

イ 提案募集事務局

藤沢市 環境部 環境総務課 ゼロカーボン推進担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話：0466（50）3529

メールアドレス：fjl-kankyous@city.fujisawa.lg.jp

※「◎」は「@」と読み替えてください

2 企画提案者に要求される資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。

(2) 「かながわ電子入札共同システム」による、令和5・6年度競争入札参加資格名簿（コンサル又は一般委託）に登録されていること（営業種目は問いません）。

(3) 公募開始日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除くものとします。

(6) 国又は地方公共団体のPR業務、プロモーション活動支援又はプロモーションコンサ

ルティング業務のいずれかを請け負った元請実績を令和元年度以降に有すること（周知啓発物品の単なる制作業務を除きます）。なお、現在進行中の事業も含むものとします。

3 スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、提案募集事務局から企画提案者に連絡します。

(1) 公募期間	2024年（令和6年）7月16日（火）～7月31日（水）
(2) 実施要領等への質問期間	2024年（令和6年）7月16日（火）～7月31日（水）午後5時まで
(3) 参加申込の締め切り	2024年（令和6年）7月31日（水）午後5時まで
(4) (2) で提出された質問に対する回答	2024年（令和6年）8月5日（月）までに 本市公式ホームページ上で随時回答
(5) 企画提案書等の提出	2024年（令和6年）8月19日（月）午後5時まで
(6) プレゼンテーション・ヒアリング審査	2024年（令和6年）8月26日（月）の 本市が指定する概ね40分間（予定）
(7) 選考結果の通知	2024年（令和6年）8月28日（水）までに通知

4 参加申込

本案件に参加を希望する場合は、「2 企画提案者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）・・・1部

イ 会社の事業概要が分かる案内等の資料・・・1部

ウ 国又は地方公共団体のPR業務、プロモーション活動支援又はプロモーションコンサルティング事業業務受託実績書（様式2）・・・1部

※業務委託実績書は、最大5件記入してください。なお、内容については、業務の規模が分かるように記載してください。

エ 実績を確認できる書類の写し・・・1部

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

募集開始から2024年（令和6年）7月31日（水）午前9時から午後5時まで（郵送の場合は同年7月31日（水）午後5時必着）

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「「ふじさわ省エネチャレンジ」業務参加申込書在中」と朱書きし、「1 業務の概要 (4) 発注者及び提案募集事務局 イ 提案募集事務局」に記載の住所宛に、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

5 質問及び回答

本案件に係る質問がある場合には、質問書（様式3）を提出してください。

(1) 受付期間

募集開始から2024年（令和6年）7月31日（水）までの開庁日のうち、午前9時から午後5時まで。

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局に持参又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、「1 業務の概要 (4) 発注者及び提案募集事務局 イ 提案募集事務局」に記載のメールアドレス宛てに送付してください。また、メールのタイトルは「プロポーザル質問書」とし、電子メール送付後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降）に提案募集事務局に電話で連絡してください。

(3) 質問への回答

2024年（令和6年）8月5日（月）までに、本市公式ホームページ上で随時回答します。

6 企画提案書（電子データ）の提出（別紙1「企画提案書作成要領」に基づく）

「4 参加申込」により、期日までに参加申込書（様式1）を提出した企画提案者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、各提出書類の写しについては、会社名等を空欄にしてください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書・・・原本1部 写し12部

企画提案書作成要領（別紙1）に基づき作成したもの。

イ 見積書（様式4-1）・・・原本1部 写し12部

ウ 見積内訳書（様式4-2）・・・原本1部 写し12部

エ 責任者及び担当者一覧表（様式4-3）・・・原本1部 写し12部

(2) 提出期限

2024年（令和6年）8月19日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

提案募集事務局へ持参、又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「「ふじさわ省エネチャレンジ」業務企画提案書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

また、提出書類の原本をPDF化し、上記提出期限までにタイトルを「プロポーザル

企画提案書」とし、電子メールで送信し、送付後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降）に提案募集事務局に電話で連絡してください。

7 一次審査（書類審査）

提出された参加申込書類及び企画提案書等について、資格要件の確認や不備がないか書類審査を行い、審査結果については2024年（令和6年）8月22日（木）までに参加申込書（様式1）にあるメールアドレス宛に電子メールで通知します。

なお、一次審査通過者には併せて二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の時間を通知します。

また、企画提案者が4者以上となった場合は、事務局による書類審査（情報の管理体制、環境への配慮、業務に関する専門性、価格の競争性）により、原則として評価点上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとし、その結果を2024年（令和6年）8月22日（木）までに電子メールで通知します。

8 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

（1）実施日時

2024年（令和6年）8月26日（月）の概ね40分間。（予定）

※実施時刻については、「7 一次審査（書類審査）」の審査結果と併せて2024年（令和6年）8月22日（木）までに、参加申込書（様式1）にあるEメールアドレス宛に電子メールで通知します。

（2）実施場所

藤沢市役所

（3）時間配分

各企画提案者概ね40分間（プレゼンテーション25分、ヒアリング15分）

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。なお、出席者は最大5名までとします。

※当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションできないものとします。

※当日のプレゼンテーションでは、プレゼンテーション資料の中に会社名を記載しないでください。また、口頭においても会社名を名乗らないでください。

（4）使用可能な機材について

パソコン、プロジェクター、スクリーンを当市が用意します。その他に必要なものがある場合は、参加事業者が用意するものとします。

9 選考方法

（1）選考・審査方法

令和6年度「ふじさわ省エネチャレンジ」業務事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員が、（3）の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプ

レゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。審査項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、合計点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とします。この場合において、評価点の合計点が高い者が2者あるときは、2者のうち、より価格が安い提案をした者を優先交渉事業者とします。なお、これらの方法により、優先交渉事業者を決定することができないときは、委員間で意見交換を行った上で選考委員会委員長が決定するものとします。

なお、企画提案者が1者だった場合は、全選考委員の評価点の合計点における平均値が満点の60%未満であるときを除き、当該企画提案者を優先交渉事業者とします。

※評価点は企画提案者ごとに合計点のみ公開します。また、企画提案者名は優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者のみ公開します。

(2) 提案内容

ア 家庭向け省エネチャレンジプログラム

イ 事業所向け省エネチャレンジプログラム

ウ 広報周知

エ アンケート

オ 資金の調達

※外部機関から周知啓発物品やイベント時のインセンティブを獲得することがある場合はその旨を提案書に記載すること。

カ その他

(3) 審査項目

別表のとおり

(4) 選考結果通知

選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2024年（令和6年）8月28日（水）までに文書で発送します。

10 契約の締結について

(1) 契約期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日まで

(2) 仕様等の決定

仕様等は、選考結果通知後、優先交渉事業者と仕様等の調整をした上で決定します。なお、仕様等の調整が不調となった場合は契約を行わず、第2位優先交渉事業者に交渉権が移ります。

11 予算金額

1,733,000円（消費税を含む）を上限とします。

12 提案の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者の提案は無効とします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 企画提案書作成要領（別紙1）に適合しないとき
- (3) 令和6年度「ふじさわ省エネチャレンジ」業務 業務要求仕様書（別紙2）に適合しないとき
- (4) 本実施要領の「2 企画提案者に要求される資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき
- (5) 予算金額を上回る提案をしたとき
- (6) 2件以上の提案をしたとき
- (7) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき
- (8) 提案に関して談合等の不正行為があったとき、又はそれが疑われるとき
- (9) その他、当市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

13 その他

- (1) 本案件への応募に掛かる費用は、全て企画提案者の負担とします。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とします。
- (3) 提出された書類及びデータは返却しません。
- (4) 企画提案者は、優先交渉事業者決定後において、本実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、企画提案者に帰属しますが、当市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、企画提案者は著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は本業務の目的以外で使用することはありませんが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、「藤沢市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開することがあります。

(別表)

審査項目

区分	審査項目	評価の視点	配点
1 省エネチャレンジプログラム (家庭向け、事業所向け含む)	(1)プログラム内容	仕様書の内容を満たしており、参加者の行動変容に繋がるような、魅力的なプログラムとなっているか	10
	(2)表彰	表彰内容について、市民又は事業者の参加につながるような創意工夫がある提案となっているか	5
2 広報周知	(1)広報周知	市民及び事業者への幅広い周知が期待できる提案となっているか	10
3 アンケート	(1) アンケート	参加者の行動変容の分析につながり、かつ、より高い回答率が期待できる提案となっているか	10
4 資金の調達	(1) 資金の調達	景品等を含む資金調達の方法について、実現可能性のある提案となっているか	10
5 その他	(1) 情報の管理体制	個人情報の取り扱いを含むセキュリティ対策体制が講じられた提案となっているか	3
	(2) 環境への配慮	環境への配慮が含まれた提案となっているか	5
	(3) 提案全般	実施内容及び積算額の観点から、具体的な提案となっているか。また、独創性のある提案になっているか	10
	(4)業務に関する専門性	本市が期待する類似した事業の実績があるか	5
	(5)価格の競争性	市が提示する上限額の範囲内で、金額の削減の工夫が見られる提案となっているか	2
合計			70

以上